

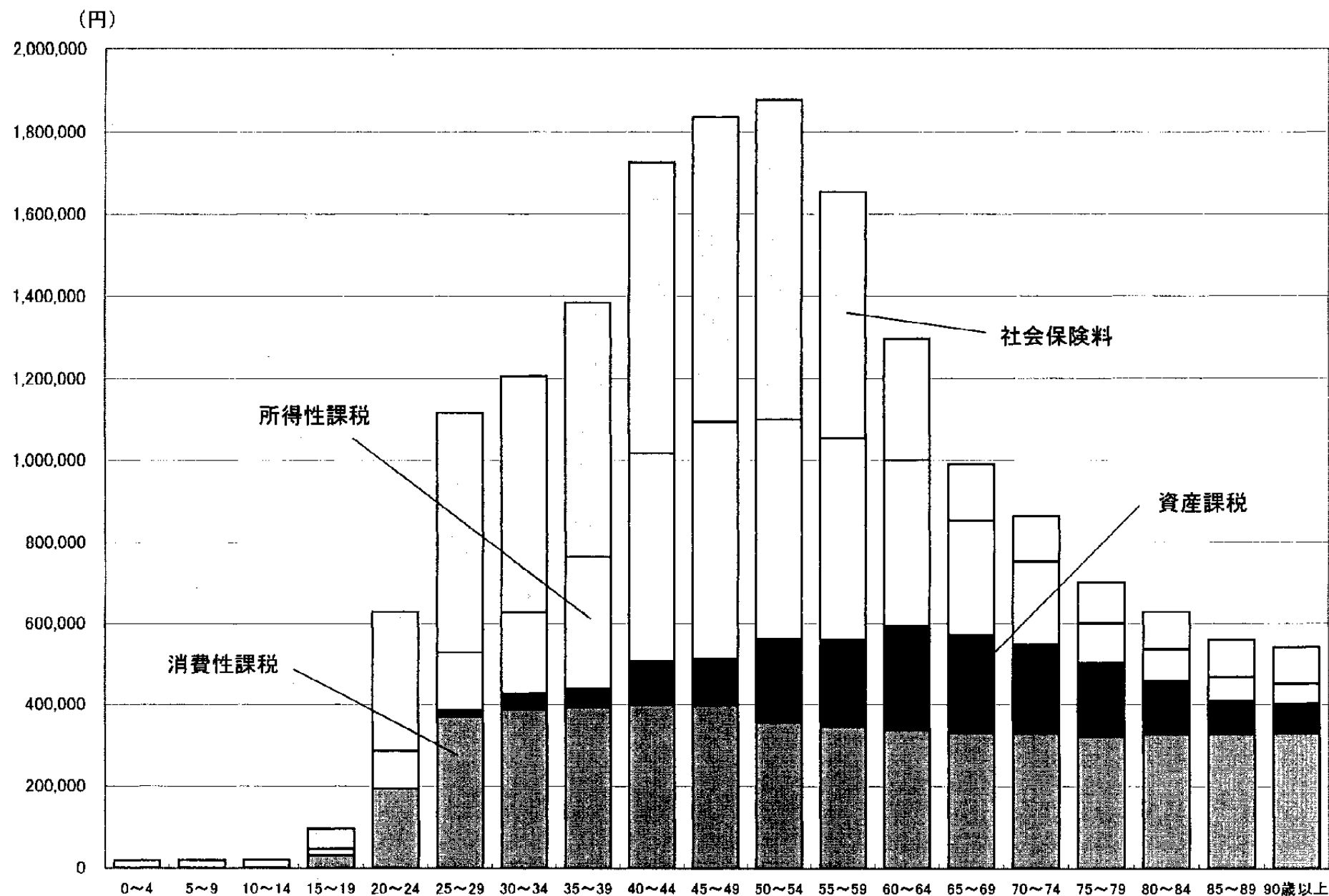
参 考 資 料

平成 19 年 11 月 2 日
吉 川 洋

目 次

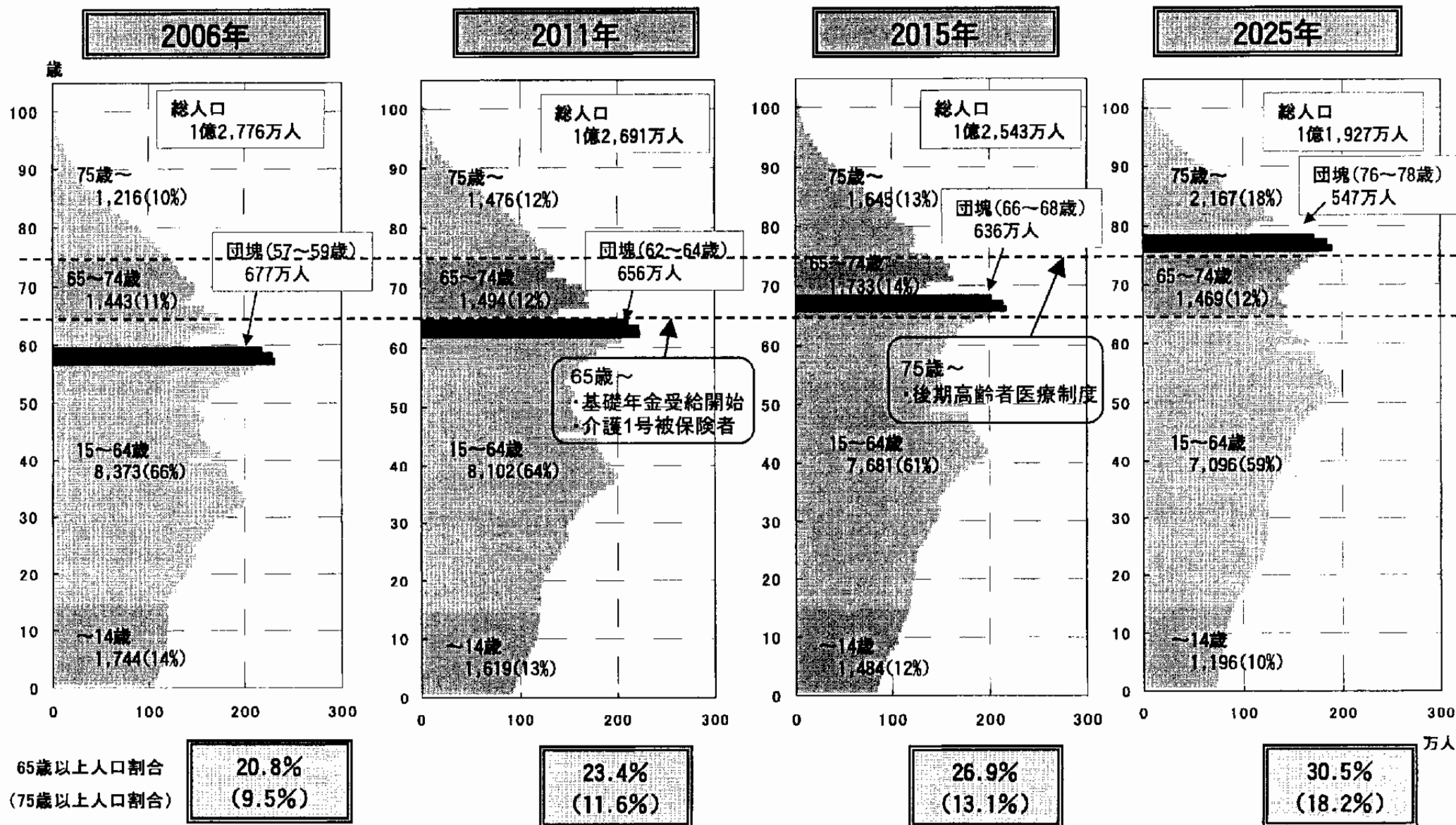
○ 年齢階級別の1人当たりの負担の状況	1
○ 人口ピラミッドの変化（2006～25年）－平成18年中位推計－	2
○ 付加価値税収（対GDP比）の推移	3
○ ジニ係数の推移、税・社会保障による改善度	4
○ 所得階級別の受益と負担の状況（平成17年所得再分配調査）	5
○ 社会保障制度における負担と給付について（内閣府世論調査）	6
○ 諸外国の付加価値税率（標準税率）	7

年齢階級別の1人当たりの負担の状況



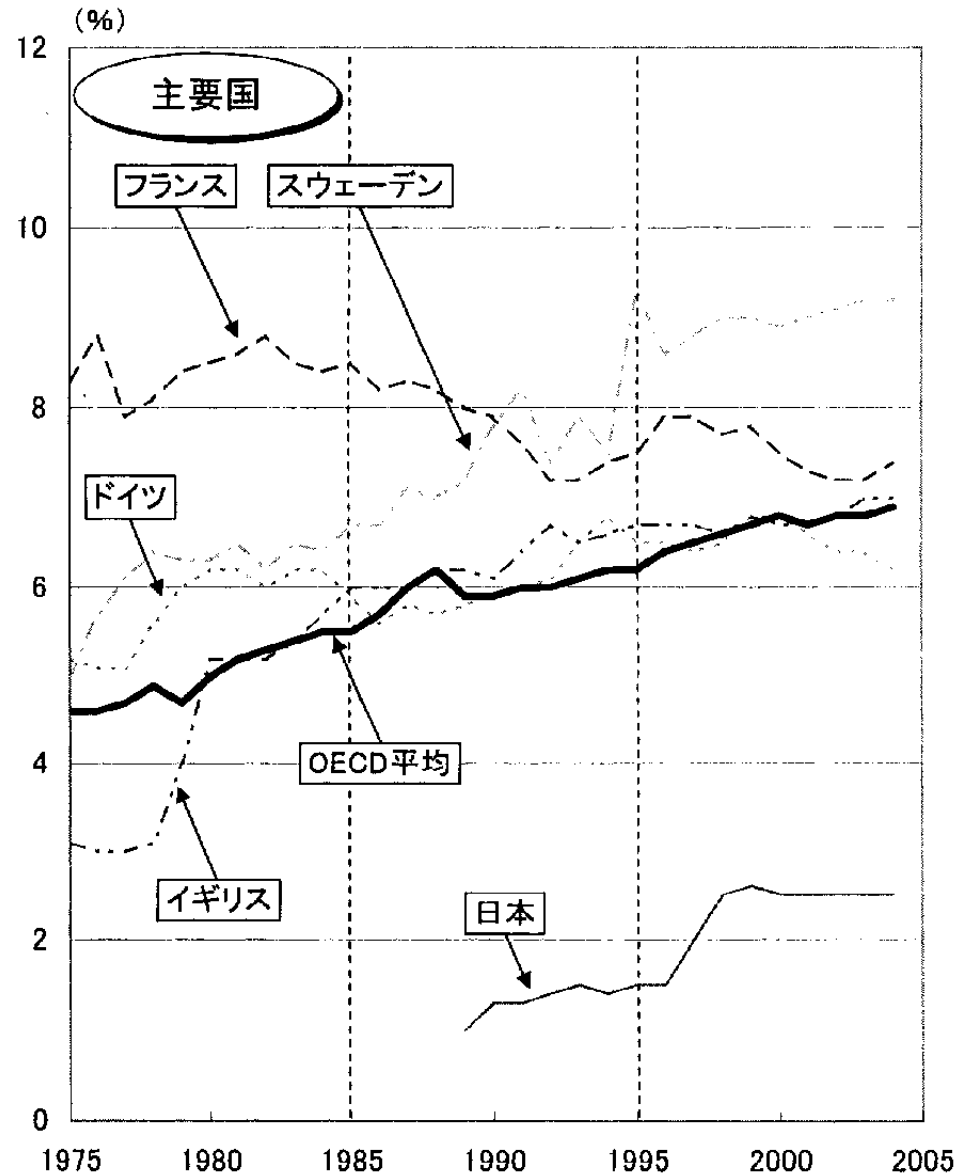
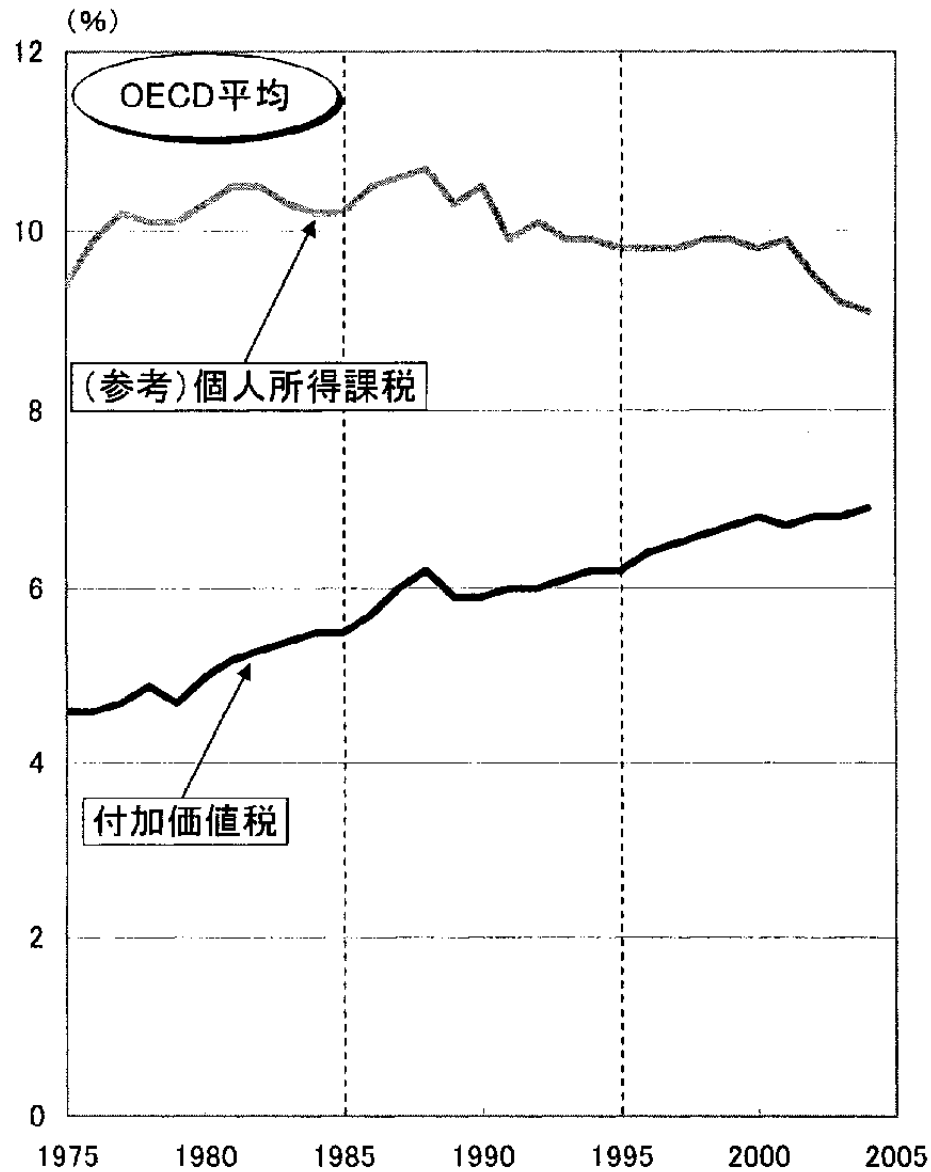
(備考)「我が国における年齢階級別の受益と負担の状況に係る調査」((社)日本経済研究センター、財政制度等審議会(平成18年11月22日)資料)による。

人口ピラミッドの変化(2006～25年) -平成18年中位推計-



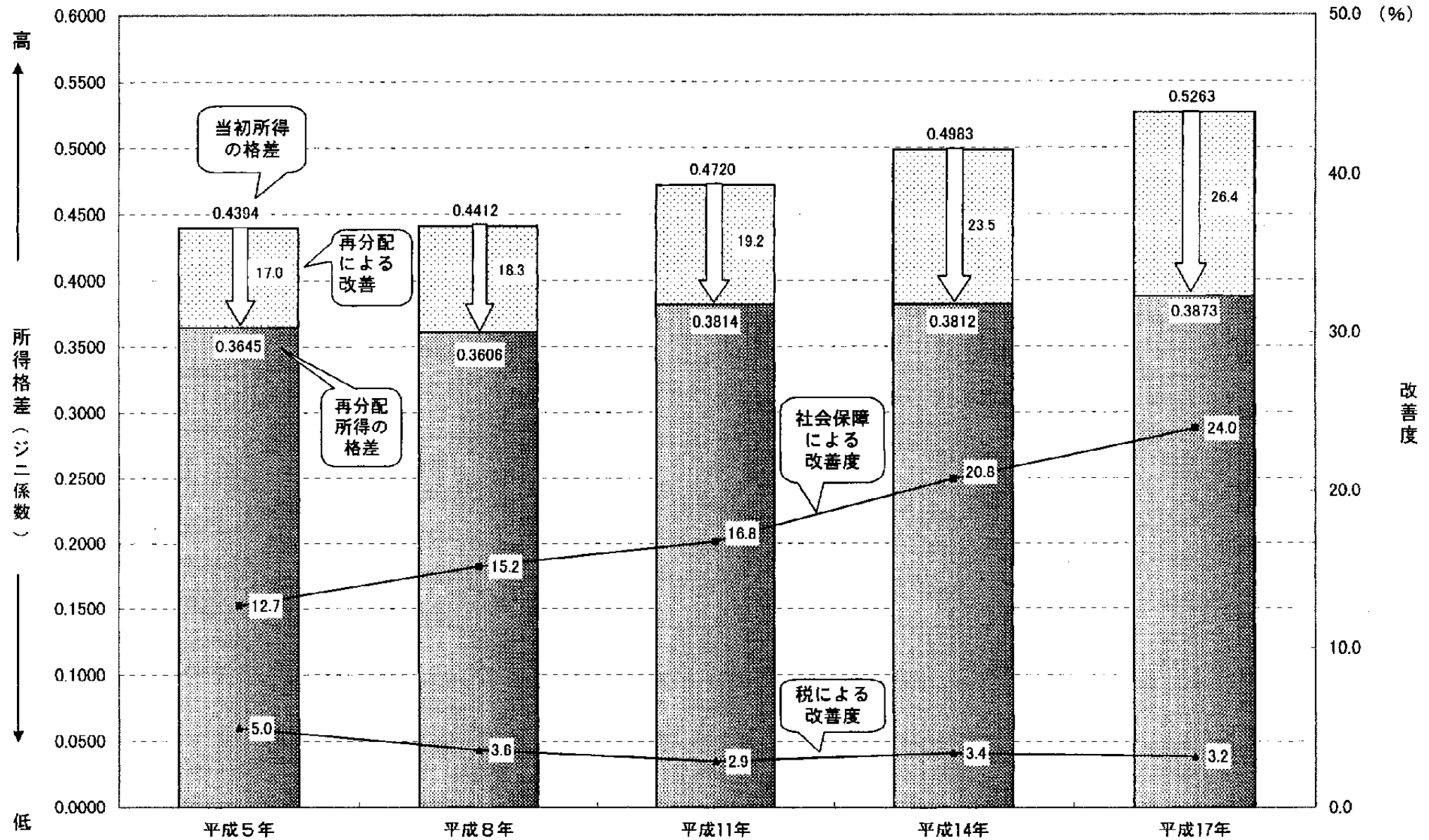
注) 団塊世代は1947～49年生まれ。

付加価値税収(対GDP比)の推移



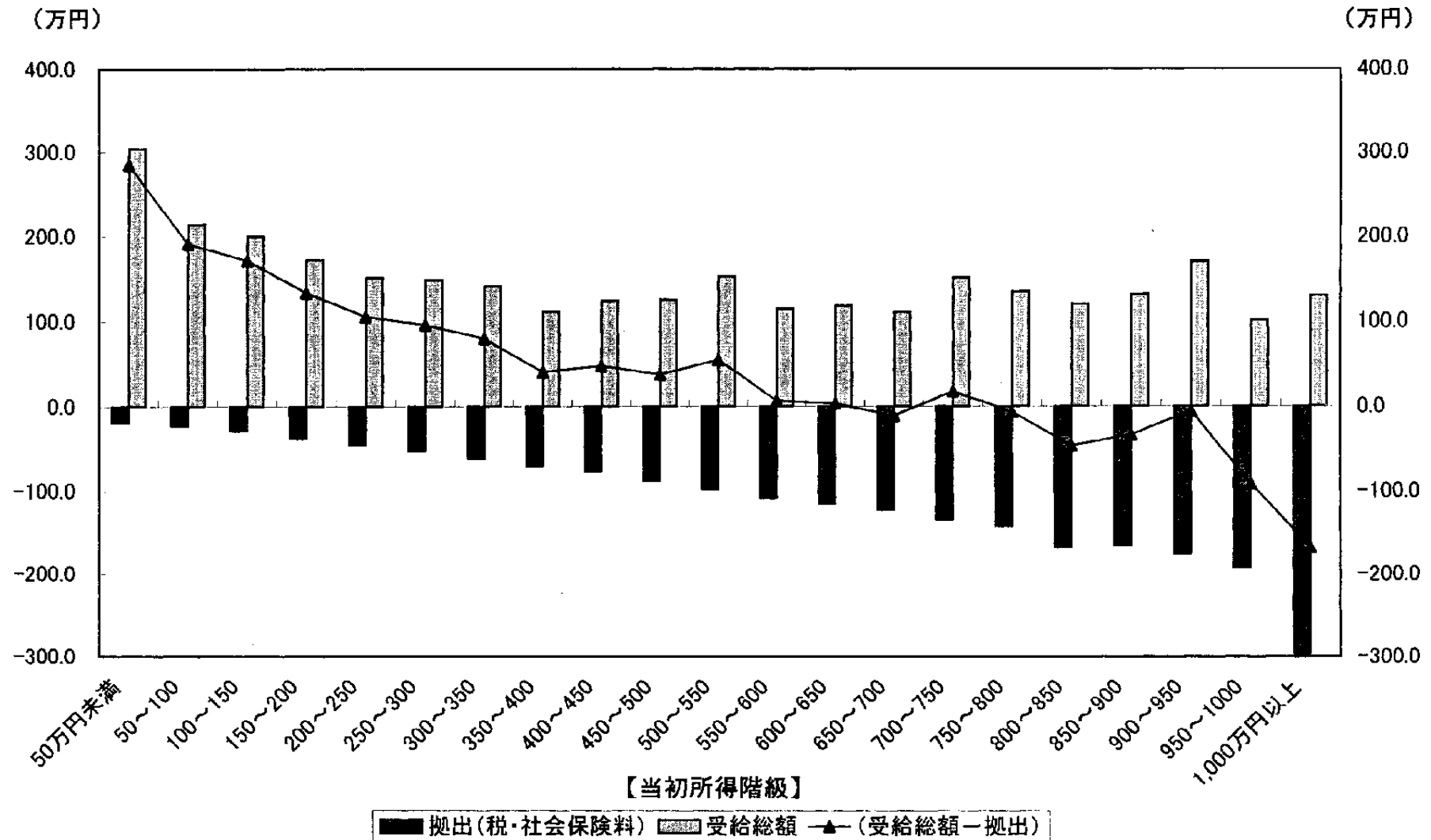
(備考) 「OECD平均」は、OECD諸国における付加価値税収(アメリカについては小売売上税収)の対GDP比を単純に平均した値として、OECDが公表している数値である。
 (出所) OECD "Revenue Statistics 1965-2005"による。

ジニ係数の推移、税・社会保障による改善度



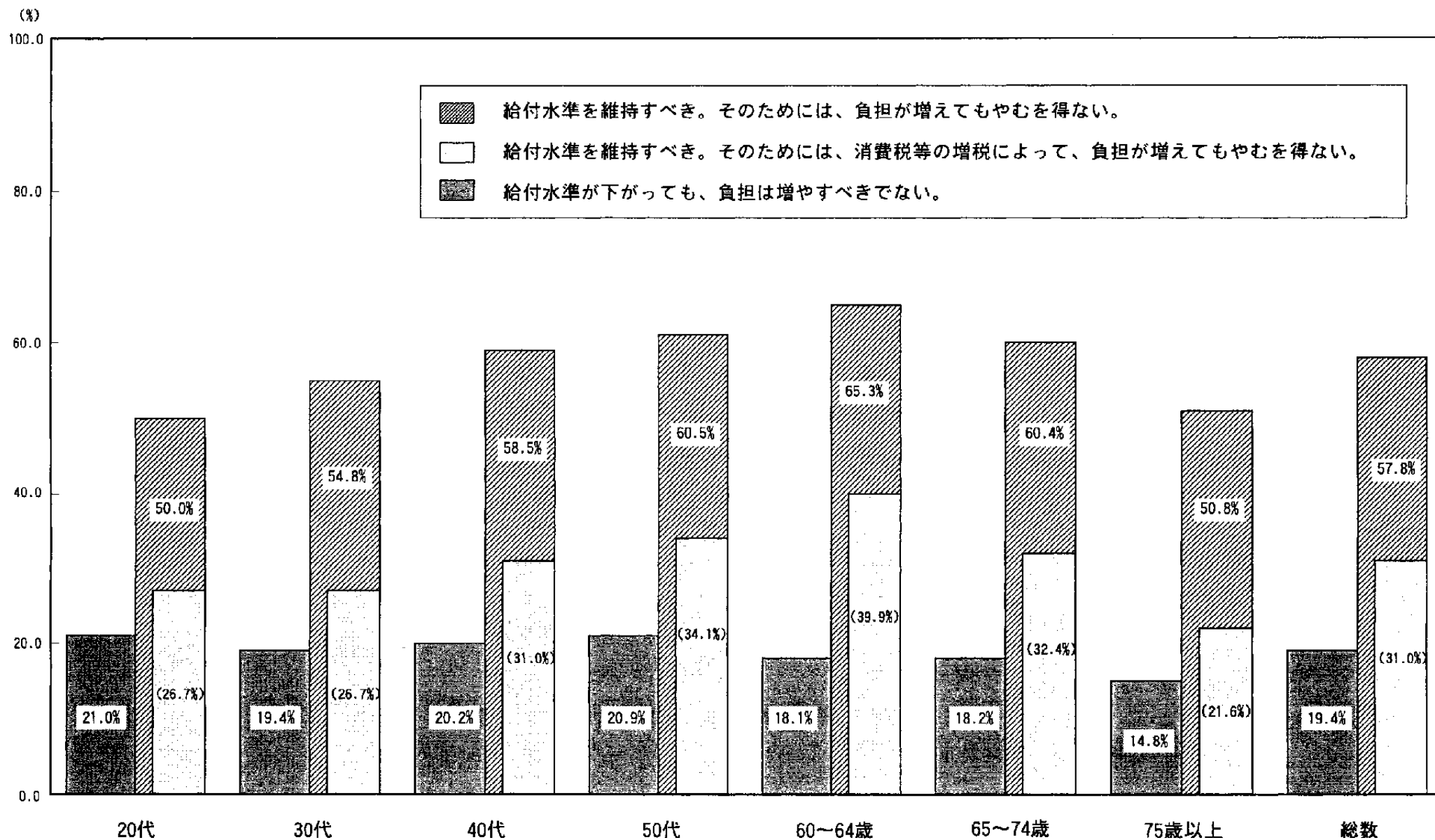
(注) 平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。
 (出所) 厚生労働省「所得再分配調査報告書」

所得階級別の受益と負担の状況（平成17年所得再分配調査）



(注1) 受給は、年金その他の社会保障給付（医療、介護の現物給付についても推計し、計上）。
 (注2) 税は、直接税のうち所得税、住民税、固定資産税（事業上のものを除く）及び自動車税・軽自動車税（事業上のものを除く）。
 (注3) 社会保険料は、医療保険、年金保険及び介護保険等の各制度による保険料（事業主負担を除く）。
 (出所) 厚生労働省「平成17年所得再分配調査報告書」

社会保障制度における負担と給付について（内閣府世論調査）



（備考）「平成15年度 年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」（内閣府）を基に作成。

諸外国の付加価値税率(標準税率)(未定稿)

(2007年現在)

EU・OECD加盟国		税率	ヨーロッパ		税率	アジア・中東・大洋州		税率	中南米		税率	アフリカ		税率
OECD	EU	デンマーク	25.0	クロアチア	22.0	中国	17.0	ウルグアイ	23.0	タンザニア	20.0	タンザニア	20.0	20.0
		スウェーデン	25.0	アルバニア	20.0	イスラエル	15.5	アルゼンチン	21.0	モロッコ	20.0	モロッコ	20.0	20.0
		フィンランド	22.0	アルメニア	20.0	サモア	15.0	ペルー	19.0	カメルーン	19.25	カメルーン	19.25	19.25
		ポーランド	22.0	ウクライナ	20.0	スリランカ	15.0	チリ	19.0	ウガンダ	18.0	ウガンダ	18.0	18.0
		ベルギー	21.0	ウズベキスタン	20.0	パキスタン	15.0	ブラジル	17.0	ガボン	18.0	ガボン	18.0	18.0
		アイルランド	21.0	キルギス	20.0	バングラデシュ	15.0	ジャマイカ	16.5	ギニア	18.0	ギニア	18.0	18.0
		ポルトガル	21.0	タジキスタン	20.0	ネパール	13.0	ガイアナ	16.0	コートジボワール	18.0	コートジボワール	18.0	18.0
		オーストリア	20.0	モルドバ	20.0	インド	12.5	コロンビア	16.0	コンゴ	18.0	コンゴ	18.0	18.0
		ハンガリー	20.0	サンマリノ	20.0	バヌアツ	12.5	ドミニカ共和国	16.0	セネガル	18.0	セネガル	18.0	18.0
		イタリア	20.0	モナコ	19.6	フィジー	12.5	アンティグア・バーブーダ	15.0	チャド	18.0	チャド	18.0	18.0
		フランス	19.6	アゼルバイジャン	18.0	フィリピン	12.0	ドミニカ	15.0	中央アフリカ	18.0	中央アフリカ	18.0	18.0
		チェコ	19.0	グルジア	18.0	インドネシア	10.0	トリニダード・トバゴ	15.0	チュニジア	18.0	チュニジア	18.0	18.0
		ドイツ	19.0	セルビア	18.0	カンボジア	10.0	ニカラグア	15.0	トーゴ	18.0	トーゴ	18.0	18.0
		ギリシャ	19.0	ベラルーシ	18.0	ベトナム	10.0	バルバドス	15.0	ニジェール	18.0	ニジェール	18.0	18.0
		オランダ	19.0	マケドニア	18.0	モンゴル	10.0	ベネズエラ	14.0	ブルキナファソ	18.0	ブルキナファソ	18.0	18.0
		スロバキア	19.0	ロシア連邦	18.0	パプアニューギニア	10.0	エルサルバドル	13.0	ベナン	18.0	ベナン	18.0	18.0
		イギリス	17.5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	17.0	レバノン	10.0	コスタリカ	13.0	マダガスカル	18.0	マダガスカル	18.0	18.0
		スペイン	16.0	モンテネグロ	17.0	シンガポール	7.0	ボリビア	13.0	マリ	18.0	マリ	18.0	18.0
		ルクセンブルク	15.0	トルクメニスタン	15.0	タイ	7.0	エクアドル	12.0	ルワンダ	18.0	ルワンダ	18.0	18.0
		ブルガリア	20.0	カザフスタン	14.0	台湾	5.0	グアテマラ	12.0	ザンビア	17.5	ザンビア	17.5	17.5
		スロベニア	20.0	リヒテンシュタイン	7.6			ホンジュラス	12.0	マラウイ	17.5	マラウイ	17.5	17.5
OECD		ルーマニア	19.0					スリナム	10.0	アルジェリア	17.0	アルジェリア	17.0	17.0
		エストニア	18.0					グレナダ	10.0	モザンビーク	17.0	モザンビーク	17.0	17.0
		ラトビア	18.0					ハイチ	10.0	ケニア	16.0	ケニア	16.0	16.0
		リトアニア	18.0					パラグアイ	10.0	エチオピア	15.0	エチオピア	15.0	15.0
		マルタ	18.0					ベリーズ	10.0	カーボヴェルデ	15.0	カーボヴェルデ	15.0	15.0
		キプロス	15.0					パナマ	5.0	ギニアビサウ	15.0	ギニアビサウ	15.0	15.0
		ノルウェー	25.0							ジンバブエ	15.0	ジンバブエ	15.0	15.0
		アイスランド	24.5							赤道ギニア	15.0	赤道ギニア	15.0	15.0
		トルコ	18.0							ナミビア	15.0	ナミビア	15.0	15.0
		メキシコ	15.0							モーリシャス	15.0	モーリシャス	15.0	15.0
OECD		ニュージーランド	12.5							南アフリカ	14.0	南アフリカ	14.0	14.0
		オーストラリア	10.0							モリタニア	14.0	モリタニア	14.0	14.0
		韓国	10.0							レソト	14.0	レソト	14.0	14.0
		スイス	7.6							ガーナ	12.5	ガーナ	12.5	12.5
		カナダ	6.0							セーシェル	12.0	セーシェル	12.0	12.0
		日本	5.0							エジプト	10.0	エジプト	10.0	10.0
										コモロ	10.0	コモロ	10.0	10.0
										スーダン	10.0	スーダン	10.0	10.0
										ボツワナ	10.0	ボツワナ	10.0	10.0
										ナイジェリア	5.0	ナイジェリア	5.0	5.0

国連加盟国(192か国)及び台湾のうち、
146の国・地域で付加価値税を導入。
このうち、日本と同じ5%以下の税率の国は、日本以外に3か国。

(注1) IBFD、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等に基づき、国又は地方において付加価値税を導入していることが確認できた国について記載している。

(注2) 財及びサービスで税率が異なる場合には、財に対して適用される税率を記載している。

(注3) 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。

(注4) インドでは、一部の州で付加価値税が課されている。

(注5) アメリカでは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.375%)

(注6) 一部の国は2007年7月現在で税率を把握している。